

議第 40 号

下呂市保育園条例の一部を改正する条例について

下呂市保育園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

平成 31 年 3 月 31 日をもって、下呂市立わかあゆ保育園を廃園し、下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションを設置するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市保育園条例の一部を改正する条例

下呂市保育園条例（平成16年下呂市条例第84号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>下呂市<u>保育所</u>条例 (設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。）を保護し、その健全な育成を図るため、本市に<u>保育所</u>を設置する。</p> <p>(認定こども園の認定)</p> <p>第2条 市長は、<u>保育所</u>において必要があると認めるときは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）<u>第3条</u>の規定による認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定を受けることができる。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 <u>保育所の名称及び位置は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>保育所</u>に園長、保育士及び必要な職員を置く。</p> <p>(入園児童)</p> <p>第5条 <u>保育所</u>に入園するものは、子ども・子</p>	<p>下呂市<u>保育園</u>条例 (設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき、乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。）を保護し、その健全な育成を図るため、本市に<u>保育園</u>を設置する。</p> <p>(認定こども園の認定)</p> <p>第2条 市長は、<u>保育園</u>において必要があると認めるときは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）<u>第3条第1項</u>の規定による認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定を受けることができる。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 <u>保育園（認定こども園を除く。）の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</u> <u>2 認定こども園の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>保育園</u>に園長、保育士及び必要な職員を置く。</p> <p>(入園児童)</p> <p>第5条 <u>保育園</u>に入園するものは、子ども・子</p>

改正後	改正前
<p>育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第2項の規定により市長が支給認定を行った児童（以下「支給認定子ども」という。）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、支給認定子どもが定員に達しない場合には、その範囲内において支給認定子ども以外の児童を<u>保育所</u>に入園させることができる。</p> <p>（保育料）</p> <p>第6条 <u>保育所</u>において保育を行ったときは、保育を受けた本人又はその扶養義務者から、下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成26年下呂市条例第44号）に定める利用者負担額を保育料として徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（管理の原則）</p> <p>第8条 市長は、<u>保育所</u>を管理するに当たっては、住民の利用に便利であるように使用の手続、時間、条件その他管理に関し必要な事項について適切な考慮を払わなければならない。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第9条 市長は、<u>保育所</u>の管理を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。</p>	<p>育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第2項の規定により市長が支給認定を行った児童（以下「支給認定子ども」という。）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、支給認定子どもが定員に達しない場合には、その範囲内において支給認定子ども以外の児童を<u>保育園</u>に入園させることができる。</p> <p>（保育料）</p> <p>第6条 <u>保育園</u>において保育を行ったときは、保育を受けた本人又はその扶養義務者から、下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成26年下呂市条例第44号）に定める利用者負担額を保育料として徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（管理の原則）</p> <p>第8条 市長は、<u>保育園</u>を管理するに当たっては、住民の利用に便利であるように使用の手続、時間、条件その他管理に関し必要な事項について適切な考慮を払わなければならない。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第9条 市長は、<u>保育園</u>の管理を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。</p>

改 正 後	改 正 前				
<p style="text-align: center;">(指定管理者の指定の<u>手続</u>)</p> <p>第10条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者が行う業務)</p> <p>第11条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>保育所</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の責務)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 指定管理者は、<u>保育所</u>に関する業務の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、<u>保育所</u>の管理及びこの条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。</p> <p><u>別表</u> (第3条関係) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(指定管理者の指定の<u>手続き</u>)</p> <p>第10条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者が行う業務)</p> <p>第11条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>保育園</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の責務)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 指定管理者は、<u>保育園</u>に関する業務の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第14条 この条例に定めるもののほか、<u>保育園</u>の管理及びこの条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。</p> <p><u>別表第1</u> (第3条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>下呂市立わかあゆ 保育園</u></td> <td style="text-align: center;"><u>下呂市馬瀬名丸 1041番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2</u> (第3条関係) (略)</p>	名称	位置	<u>下呂市立わかあゆ 保育園</u>	<u>下呂市馬瀬名丸 1041番地</u>
名称	位置				
<u>下呂市立わかあゆ 保育園</u>	<u>下呂市馬瀬名丸 1041番地</u>				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(下呂市子育て・保育ステーション条例の一部改正)

2 下呂市子育て・保育ステーション条例(平成29年下呂市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業)</p> <p>第4条 ステーションは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保護者の労働時間その他家庭の状況等により、当該保護者の支給認定子ども(下呂市<u>保育所</u>条例(平成16年下呂市条例第84号。以下この条において「条例」という。))第5条第1項に規定する支給認定子どもをいう。)が入園する認定こども園の開園時間内に送迎が困難な場合に行うステーションとあらかじめ指定した認定こども園との間の送迎に関する事業</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、<u>条例第3条に規定する保育所</u>の分室を置くことができる。</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 ステーションは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保護者の労働時間その他家庭の状況等により、当該保護者の支給認定子ども(下呂市<u>保育園</u>条例(平成16年下呂市条例第84号。以下この条において「条例」という。))第5条第1項に規定する支給認定子どもをいう。)が入園する認定こども園の開園時間内に送迎が困難な場合に行うステーションとあらかじめ指定した認定こども園との間の送迎に関する事業</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、<u>条例第3条第2項に規定する認定こども園</u>の分室を置くことができる。</p>

(下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年下呂市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条、第5条関係)				別表(第2条、第5条関係)			
区分	報酬	費用弁償		区分	報酬	費用弁償	
		市内	市外			市内	市外
		(1				(1	
		日に				日に	
		つき)				つき)	
教育委員会委員の項～スポーツ推進委員の				教育委員会委員の項～スポーツ推進委員の			

改正後				改正前			
項 (略)				項 (略)			
介護認定調査員の項～下呂市立金山病院顧問の項 (略)			市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額	介護認定調査員の項～下呂市立金山病院顧問の項 (略)			市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額
保育所嘱託医師	年額	20万円の範囲内で市長が定める額		保育園嘱託医師	年額	20万円の範囲内で市長が定める額	
保育所嘱託歯科医	年額	20万円の範囲内で市長が定める額		保育園嘱託歯科医	年額	20万円の範囲内で市長が定める額	
運転業務嘱託員の項～安心安全専門員の項 (略)				運転業務嘱託員の項～安心安全専門員の項 (略)			
地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないもの	市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額			地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないもの	市長がその都度予算の範囲内で任命権者と協議して定める額		

(下呂市附属機関設置条例の一部改正)

4 下呂市附属機関設置条例（平成16年下呂市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
附属機関の属する執行機関	附属機関	所掌事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	所掌事務
市長	下呂市地域福祉計画策定委員会の項～下呂市介護保険事業計画策定委員会の項（略）		市長	下呂市地域福祉計画策定委員会の項～下呂市介護保険事業計画策定委員会の項（略）	
	下呂市障がい児保育審査委員会	市長の諮問に応じ、障がい児の <u>保育所</u> の入園について審査する。		下呂市障がい児保育審査委員会	市長の諮問に応じ、障がい児の <u>保育園</u> の入園について審査する。
	下呂市農業融資制度推進会議の項・下呂市景観審議会の項（略）			下呂市農業融資制度推進会議の項・下呂市景観審議会の項（略）	
教育委員会の部（略）			教育委員会の部（略）		

（下呂市下呂温泉合掌村条例の一部改正）

5 下呂市下呂温泉合掌村条例（平成16年下呂市条例第109号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第3（第9条関係）				別表第3（第9条関係）			
下呂温泉合掌村の入場料金減免対象者等及び減免率				下呂温泉合掌村の入場料金減免対象者等及び減免率			
No.	減免対象者等	対象者の証明	減免率	No.	減免対象者等	対象者の証明	減免率
1・2（略）				1・2（略）			
3	市内の <u>保育所</u> ・小中学	園長・学校長の申	免除	3	市内の <u>保育園</u> ・小中学	園長・学校長の申	免除

改正後				改正前			
	校・高等学校 の研修会等	書類			校・高等学校 の研修会等	書類	
4 (略)				4 (略)			

【参考資料】

下呂市保育園条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

平成 31 年 3 月 31 日をもって、下呂市立わかあゆ保育園を廃園し、下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションを設置するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) わかあゆ保育園の廃園により市内の保育園（認定こども園を除く。）が全て無くなるため、第 1 項を削除します。別表についても、改正します。

（第 3 条関係）

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）において、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設を保育所と定義しているため、保育園を保育所に改正します。

（第 1 条、第 2 条、第 4 条から第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条関係）

(3) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

（附則第 1 項関係）

(4) この条例の改正により、保育園と明記している条例について改正します。

（附則第 2 項から第 5 項関係）